

◆◆◆—————2025.4.30—————

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No. 1302

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第119回 R7.4.21）
 - 【介護DX】情報連携の本人同意、市町村が認定時に一括取得
介護支援専門員も対応可 厚生労働省が新ルール
 2. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について（再周知）
 3. 最近の介護保険最新情報
-

◆—————【1】社会保障審議会介護保険部会（第119回 R7.4.21）—————◆

- 【介護DX】情報連携の本人同意、市町村が認定時に一括取得
介護支援専門員も対応可 厚生労働省が新ルール

【記事作成：介護ニュースJoint】

□厚生労働省は現在、介護現場の負担軽減に向けて新たなインフラの構築を進めています。事業所・施設、利用者、自治体といった関係者が、それぞれ必要な情報をいつでも速やかに確認できる「介護情報基盤」を整備する計画で、来年度以降の稼働開始を目指しています。

この構想を実現するためには、いくつかの課題を乗り越えなければいけません。そのうちの1つが、利用者の同意の取得です。例えば事業所・施設が被保険者証、要介護認定、ケアプランなどの情報を引き出して使う場合、本人の同意があることが前提となります。

厚生労働省は21日の審議会（社会保障審議会・介護保険部会）で、こうした同意取得の方法を議題として取り上げました。

現場の事務負担が最小限にとどまるようにしたいと強調。初回の同意があれば、個々の事業所・施設が情報を引き出す度に同意を得る必要のない“包括的な同意の取得”を可能とする方針を掲げました。

そのうえで、要介護認定を新規で受ける高齢者と、既に介護サービスを利用している高齢者とで、対応を分けてはどうかと説明し、次のように提案しました。

○要介護認定を新規で受ける高齢者＝市町村が、要介護認定の申請時に包括的な同意を取得する。

○既に介護サービスを利用している高齢者＝市町村が、要介護認定の更新申請時などに包括的な同意を取得する。更新申請時などに包括的な同意が得られるまでの間は、居宅介護支援や施設・居住系サービスのケアマネジャーなどが、市町村に代わって包括的な同意を取得することも可能とする。

厚生労働省は会合で、要介護（更新）認定申請書や区分変更申請書の下部の同意欄を拡充する考えを示しました。また、ケアマネジャーらが包括的な同意を取得するケースも想定し、例えばマニュアルや雛形の提示など必要な支援策を用意する意向も明らかにしました。

厚生労働省の関係者は会合後、「介護情報基盤の活用が広がれば、業務負担の軽減やサービスの質の向上などにつなげられる。こうした大きなメリットを、現場の関係者にしっかりと周知していきたい」と話しました。

審議会の意見交換の中では、当協会より委員として出席した小林広美副会長が、「現場のケアマネジャーへの丸投げにならないよう、強くお願いしたい」と要請しました。そのうえで、「基本的には市町村による同意取得を前提として、やむを得ずケアマネジャーが代行する場合であっても、同意取得が極力簡易になるよう配慮してほしい」と求めました。

◆「介護支援専門員の人材不足は喫緊の課題」

一方、厚生労働省は今年1月から今月にかけて、2040年を見据えて介護サービスの提供体制をどう整備していくべきかを検討会で議論してきました。この日の審議会には、その検討会の中間とりまとめを報告しました。会合ではこれを踏まえ、委員がフリーディスカッションを行いました。

当協会の小林副会長は、介護人材の確保に関する施策について、「居宅介護支援事業所でも施設でも、介護支援専門員の人材不足は喫緊の課題だ」と問題を提起し、対策の重要性を訴えました。あわせて「近年、事業所の急な閉鎖や倒産などにより、介護支援専門員がサービス調整に追われる事も多くなっている。地域軸や時間軸を踏まえて、介護保険制度・介護サービスが持続可能なものとなるような仕組み作りが必要だ」と強く呼びかけました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57156.html

◆-----◆ 【2】一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について（再周知） ◆-----◆

□令和6年4月1日より、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、「固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖」が福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制の対象福祉用具となりました。

□このたび、第246回社会保障審議会介護給付費分科会にて公表された、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業」報告書案では、選択制について認知していない居宅介護支援事業所の有無に関する質問に対して、「認識がなかった」と回答した事業所が約半数（49.5%）を占める結果が示されました。

第246回社会保障審議会介護給付費分科会 参考報告書2

（2）福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業（報告書案）

該当 191 頁

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56824.html

□その結果を受けまして、当協会では、既に昨年度に研修会等を開催するなど、介護支援専門員に対して普及啓発をしているところではございますが、改めて、一部の福祉用具の貸与と販売の選択制が導入されていることについて周知させていただきます。

□なお、厚生労働省ホームページにて、特に介護支援専門員、福祉用具専門相談員の方にご覧いただくことを念頭に、選択制のプロセス等をまとめた資料が公開されておりますので、併せてご参照ください。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>

引用元：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

◆————◆
【3】最近の介護保険最新情報
◆————◆

□介護保険最新情報 Vol.1379

令和7年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

<https://www.jcma.or.jp/?p=831191>

◆————◆
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）
◆————◆

□第19回日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会

<https://www.jcma.or.jp/?p=787043>

□令和7年度介護支援専門員生涯学習体系研修

（実践者レベル4、指導者レベル2）

<https://www.jcma.or.jp/?p=813471>

◆————◆
【広告】食材宅配のヨシケイで、ご利用者様への食事提案のお悩みを解決しませんか？
◆————◆

訪問介護や居宅介護支援で食事提案にお困りの方必見！

ヨシケイには、訪問介護や居宅介護支援の現場でご利用者に、

栄養バランスの取れた食事を手軽にご利用いただけるサービスがあります。

レンジ調理の冷凍弁当「シンプルミール」、湯煎で簡単に調理できる「Y*デリ」。
包丁いらずで調理時間最短約 4 分、美味しい食事が食べきりサイズで手軽に食べられます。
ご利用者様のライフスタイルに合わせた選択が可能で、
価格は 1 食あたり約 397 円（税込）～と非常にお手頃です。
栄養満点の食事を手軽にお届けする当サービスを、ぜひお試しください！

お問い合わせはこちら：<https://yoshikei-dvlp.co.jp/>

※「お近くのヨシケイを探す」からお届け先をお選びください。

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)
https://www.jcma.or.jp/?page_id=28
- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
